

＜一般委託＞

（「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用）

横須賀市教育研究所・南図書館高木剪定等業務委託 業務委託 仕様書

横須賀市教育研究所・南図書館高木剪定等業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	横須賀市教育研究所及び南図書館の敷地内において、施設管理職員等での作業困難な高木剪定等を実施することにより、良好な環境を維持する。
2	履行期間	契約の日から令和4年7月20日
3	施行場所	横須賀市久里浜6-14-3
4	業務内容	別紙「業務委託仕様書」のとおり
5	特記事項	特になし
6	関係法規	特になし
7	資格要件	特になし
8	契約方法	総価による業務委託契約（一般委託）
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	教育委員会 学校教育部 教育研究所 川本 電話836-2443

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

業務委託仕様書

- 1 業務名 横須賀市教育研究所・南図書館樹木剪定等業務委託
- 2 施行場所 横須賀市久里浜6-14-3
- 3 履行期間 契約の日から令和4年7月20日まで
- 4 監督員 教育委員会 学校教育部 教育研究所 川本 正明
- 5 業務仕様

(1) 適用、一般事項

- (ア) 本業務は本仕様書によるものとする。
- (イ) 本業務において仕様書で疑義を生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従い遂行すること。
- (ウ) 作業日については、南図書館が休館の月曜日を予定しています。なお、詳細については監督員と協議の上決定する。
- (エ) 業務実施にあたり、南図書館来館者、教育研究所来所者、近隣住民等に迷惑をかけないように注意し、事故を起こさないように万全の処置を講ずること。
- (オ) 万一、住民等への被害、住民等からの苦情等があった場合は、速やかに監督員に報告し、受諾者の責任により処理すること。

(2) 業務内容

- ・樹木の丈詰め強剪定 (1回)
- 高木剪定 常緑樹13本

【内訳】

幹周	本数
90cm～120cm未満	2
120cm～150cm未満	8
150cm～180cm未満	3

※幹周は、根鉢の上端より1.2m上りの位置で測定

(3) 業務の確認

- ・本件業務には、業務に必要な作業区域内における発生物の収集、片付け、清掃、処分を含むものとする。
- ・本件業務で生じる草等のごみは積替保管施設(長坂5-3656)へ運搬するものとする。ただし、事業系剪定枝については、予め受入可能な品目や条件等を確認の上、民間の資源処理施設へ運搬すること(詳細は令和元年11月に本市発行の別紙チラシ(令和3年12月修正版)を参照。)

- ・教育研究所・南図書館入口付近はインターロッキング舗装となっているため高所作業車等を持ち入れる場合は、十分注意すること。なお、インターロッキング舗装は、老朽化のため、部分的に浮き等があります。
- ・作業の実施にあたって必要と認める範囲で、水道栓を使用できる。
- ・着手前、施行中及び完了時の撮影をし、日時記入のうえ同一場所でカラーにより撮影すること。
- ・写真は、工事用写真アルバム（A4サイズ）に整理編集して提出すること。

6 注意事項

- (1) 下請負者を使用する場合には、本市登録業者等市内所在の企業を優先的に選定するよう配慮すること

横須賀市教育研究所及び南図書館
高木剪定実施樹木位置図



公園

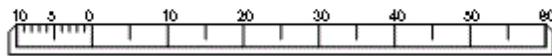
明^{2.6}浜小学校

横須賀市立南図書館
横須賀市教育研究所

横須賀市南体育会館

久里浜行政センター

縮尺 1 : 1000



住宅地図：Copyright (C) 2022 ZENRIN CO., LTD (Z22JF101)

基盤地図：この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。
(承認番号 令元情使、第717号)

事業系剪定枝の持ち込み先が 変わりました

令和3年12月修正版

令和元年（2019年）11月から資源化促進のため、事業系剪定枝は、市の焼却施設に持ち込みができなくなりました。

対象物



枝



幹



根・株



竹



草

事業系剪定枝は、**資源化処理施設にあらかじめ受入可能な品目や条件等をご確認の上**、直接、以下の民間の資源化処理施設へお持ち込みください。

資源化処理施設 (50音順)	施設所在地	受入品目				電話番号
		○:可、×:不可、△:要相談				
		枝	幹	根・株	竹	
環境衛生管理 株式会社	横須賀市 長沢 5-3241	○	○	○	△	046-848-7887
株式会社 タケエイグリーンリサイクル 横須賀工場	横須賀市浦郷町 5-2931-15	○	○	○	△	046-876-8427
田中石材土木 株式会社	横須賀市 佐島 1-106	○	○	○	△	046-856-1931
横須賀緑化造園 協同組合	横須賀市 神明町 1	○	○	×	×	046-851-1660

※受入品目、料金、搬入時間などの詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

各施設に持ち込みできない草等の搬入先は、**積替保管施設（長坂 5-3656）**となります。
積替保管施設の搬入方法等は裏面のとおりです。

- 横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画（平成21年3月策定）に基づき、ごみの広域処理に移行しますが、剪定枝は各市で資源化する計画としています。
- これにより、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成29年3月改定）において、事業系剪定枝については、横須賀ごみ処理施設の稼働に伴い、焼却処理から民間の資源化処理施設での処理に移行する方針としています。

【お問い合わせ先】

横須賀市資源循環部 廃棄物対策課(事業系廃棄物について) ☎ 046-822-8523
資源循環政策課(ごみ処理基本計画について) ☎ 046-822-8419
積替保管施設(資源化できない草等の搬入方法について) ☎ 046-856-7111

横須賀市積替保管施設での草等の受け入れについて

所在地	横須賀市長坂5-3656
電話	046-856-7111
受付時間	月曜から金曜の 午前 8 時 30 分から 11 時 30 分 午後 1 時 00 分から 4 時 00 分 ※祝日も受け付けています。
処理手数料	10kg までごとに 150 円
搬入にあたっての注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市内で発生した草葉類に限ります。 ・びん、缶、紙くずなど、草葉類以外は搬入しないでください。 ・土や異物を除去し、できる限り袋を取り除いてください。 ・一回の搬入につき、一枚「廃棄物持込届出書」が必要になります。 ・車検証を提示していただきます。
その他	積替保管施設周辺の道路は見通しが悪い部分があります。運転には十分、ご注意ください。

積替保管施設 案内図

